

○ 身体障害者福祉法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百六十九号）

（附則第三十六条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。</p> <p>4・5 (略)</p>